

**市政情報**

**12月4日～10日は「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」**

「人権尊重社会をめざす県民運動」は、様々な人権問題への理解を深め「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」を実現するため、県民総ぐるみで取り組む運動です。

問 県人権・男女共同参画課  
☎048-830-2255

**12月10日～16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」**

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的課題です。この解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題の関心と認識を深めていくことが大切です。

問 人権市民相談課  
☎21-1416 ☎23-2236

**薪ストーブの使用**

薪ストーブは、化石燃料を使用しない地球温暖化防止に有効な暖房器具ですが、誤った使用により大気や健康に悪影響を及ぼし、ご近所とのトラブルの原因になります。設置及び使用する際は以下のことに注意し、適切な使用を心がけてください。

**設置を検討している人**

- ・煙突を設置する位置や向き、煙突の高さなどを考慮しましょう。
- ・熱効率の高いストーブの選定を検討しましょう。
- ・ご近所にあらかじめ説明し、理解してもらおう等の配慮をしましょう。

**既に使用している人**

- ・よく乾燥させた無垢の薪を使いましょう。
- ・ごみは燃やさないでください。
- ・ストーブの煙やにおいがご近所の迷惑にならないように配慮しましょう。

問 環境政策課  
☎63-5006  
☎23-7700



市HP

**資源とごみの分け方・収集日検索サイトをご利用ください**

家庭の資源とごみの分け方・収集日はキーワード、50音、区分で探して確認できます。

また、市HPには収集日をカレンダータイプで確認ができる「資源とごみの分別収集カレンダー」を掲載していますので、ご活用ください。



市HP

(検索サイト)



市HP

(カレンダータイプ)

問 廃棄物対策課

☎21-1401 ☎23-7700  
クリーンセンター  
☎34-5550 ☎34-5125

**交通遺児等援護一時金・援護金の給付**

県交通安全対策協議会では、県内に在住する交通遺児等を対象に、援護一時金・援護金を給付しています。

問 県防犯・交通安全課

☎048-830-2955  
地域支援課  
☎21-1435  
☎22-7799



市HP

**令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率**

令和5年度の決算が確定しましたので、健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。いずれの指標も、財政状況の“黄色信号”とされる早期(経営)健全化基準を下回りました。

	0%	早期健全化基準	財政再生基準	
①実質赤字比率(一般会計等の収支)	東松山市(黒字)	12.52%	20%	再生団体
②連結実質赤字比率(公共団体全体の収支)	東松山市(黒字)	17.52%	30%	
③実質公債費比率(公債費負担の割合)	東松山市4.5%	25%	35%	
④将来負担比率(実質的負債の指標)	東松山市18.7%	350%		

	0%	経営健全化基準	
⑤資金不足比率	東松山市(黒字)	20%	経営健全化団体

- 指標説明**
- ①実質赤字比率 一般会計等の赤字の程度を示す指標
  - ②連結実質赤字比率 病院や水道などを含め、全ての会計をあわせた赤字の程度を示す指標
  - ③実質公債費比率 借入金の返済額等の負担が、標準的な年間収入額に占める割合を示す指標
  - ④将来負担比率 市債残高等、市が将来支払う可能性のある負担を標準的な年間収入額と比較した指標
  - ⑤資金不足比率 病院や水道など、公営企業における経営状況の深刻度を示す指標

問 財政課 ☎21-1413 ☎22-4031

**高坂駅東口第一土地区画整理事業の換地処分と町名変更のお知らせ**

高坂駅東口第一土地区画整理事業は、平成6年から都市基盤整備を進め、このたび事業の締めくくりともいえる「換地処分」を迎えました。

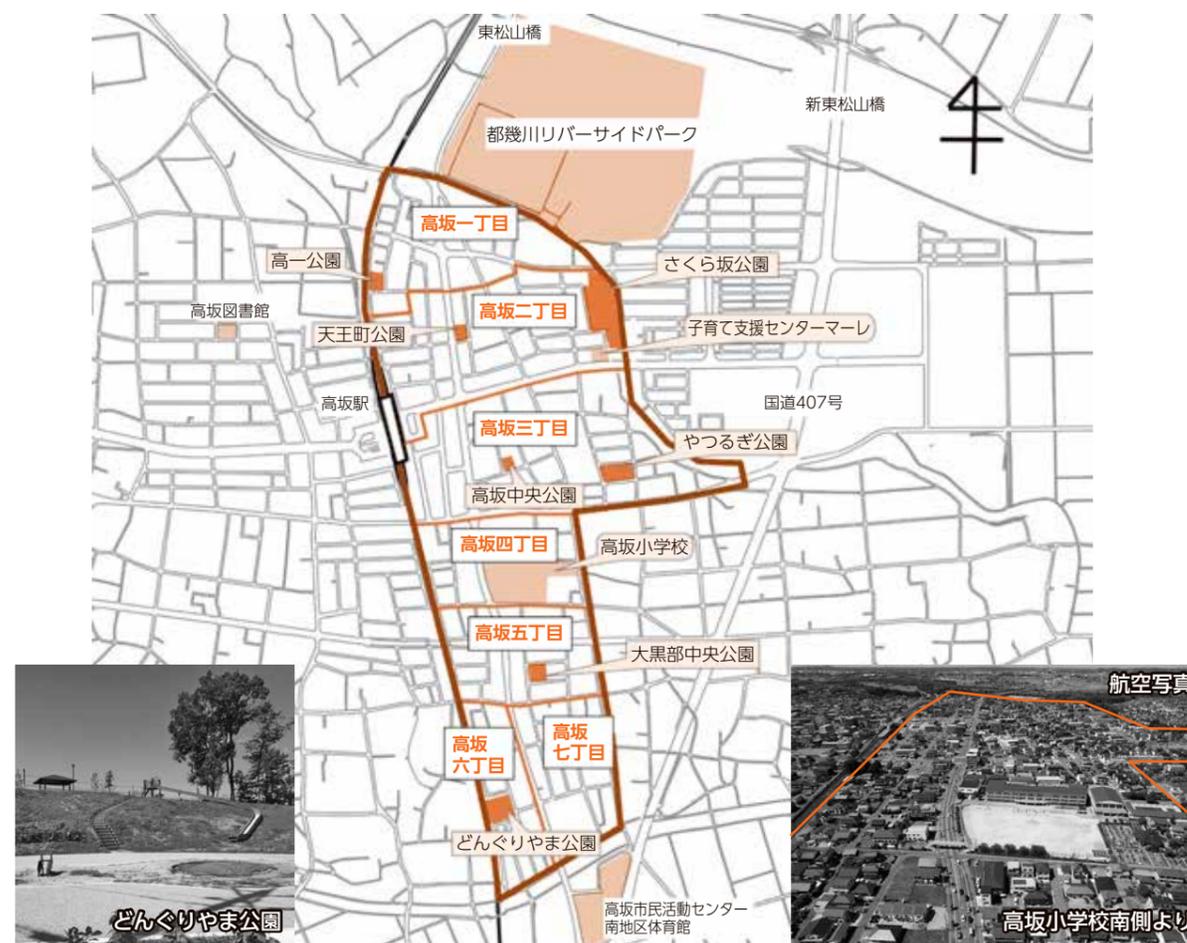
これに伴い、11月9日(土)から下図の区域では、まちの区域や名称が変更となり、新たに「高坂一丁目から七丁目」が誕生しました。この町名の変更により、区域内にお住まいの人の住所や事業所の所在地の表示が変わりました。



高坂駅前東口広場



さくら坂公園



問 高坂区画整理事務所 ☎35-0112 ☎24-8857

高坂一丁目から七丁目の郵便番号は355-0047です。区域内に住所のある人、本籍のある人には、換地処分に伴う住所・本籍の変更証明書を別途発送しています。詳細は市HPをご確認ください。

問 市民課 ☎21-1402 ☎23-2234



市HP

**デマンドタクシー登録者証の住所変更**

デマンドタクシー登録者証は住所や氏名が変更になった場合は変更申請が必要ですが、高坂一丁目から七丁目への変更に伴う住所変更に関しては申請不要です。

問 地域支援課 ☎21-1435 ☎22-7799